

栗原市水洗便所等改造資金利子補給補助金交付の概要（申請者用）

1. 融資の対象者

市が整備・設置する公共下水道、農業集落排水処理施設及び戸別合併処理浄化槽の処理区域内において、次のいずれかの工事を行おうとする建築物の所有者又は占有者。

- (1) くみ取り便所を水洗便所に改造し、公共下水道等に接続する工事
- (2) 浄化槽等を廃止し、公共下水道等に接続する工事
- (3) 新築により、新たに公共下水道等に接続する工事

2. 融資の条件

- (1) 市税及び公共下水道等の分担金並びに水道使用料を滞納していないこと。
- (2) 改造資金の償還能力があること。
- (3) 市内に居住する確実な連帯保証人（一定の職業を有して独立の生計を営んでいる者）がいること。

3. 融資の限度額

改造資金の融資額は、1戸につき100万円を限度とし、改造資金の範囲内です。

※ 水洗便所改造工事及びそれに伴う排水設備工事以外の費用は対象になりません。

対象となるもの	対象とならないもの
公共ますに接続するまでの排水設備工事費 (埋設・接続・復旧含む)	ユニットバスやキッチンの改造費用
トイレの建物の改修費	トイレ以外の建物の改修工事費用
トイレの排水設備工事にかかる給水工事費、 トイレの洗面台	トイレ以外にかかる給水工事費 (口径変更による布設替え等)
便器の取替え（水洗便器代）及び紙巻器	
浴室や台所の排水設備工事費	浴室や台所の改修工事費用（給水工事費用等）

4. 補助金交付の基準等

- (1) 融資を受けた月の翌月から起算して5年以内に償還期限の到来したのものに対し、市が直接融資機関に利子補給をします。
- (2) 利子補給に要した経費に対する補助金は、年利3%を限度とします。

5. 償還の方法

- (1) 借り入れ手続きする際に、融資機関と相談して決めてください。
- (2) 償還期限前に繰上償還することができます。

6. 融資の申請

水洗便所等改造資金利子補給申請書（様式第1号）により申請してください。
添付書類は申請書に記載されております。

7. 連帯保証人

- (1) 原則として1名必要です。
- (2) 連帯保証人は、市内在住の**第3者の個人**でお願い致します。

8. 融資の決定

市と融資機関と協議のうえ融資の可否を決定し、水洗便所等改造資金利子補給決定通知書（様式第2号）で通知し、水洗便所等改造資金融資依頼書（様式第3号）により融資機関に融資を依頼します。

9. 融資の手続き

申請者と融資機関で直接手続きすることになります。工事完了検査後に交付する水洗便所等改造竣工検査済証（様式第4号）が融資の手続きの時、必要になります。

10. 融資の取り消し等

以下のいずれかに該当すると認めるときは、その融資を取り消し、すでに交付した補給金の全額を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

- (1) 申請書に虚偽の記載があったとき。
- (2) その他不正な行為があったとき。